

令和4年7月4日
公益社団法人北海道観光振興機構

【再公示】令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業
サイクルツーリズム推進事業の企画提案を公募します

※令和4年6月20日付で公示した本事業について、諸般の事情により業務委託内容の一部を変更して次の通り再公示いたします。

2021年9月にATWS 北海道／日本（バーチャル大会）が開催され、北海道のアドベンチャートラベル（以下「AT」と言う。）が全世界に発信された。その後ATWSが2023年に再び北海道にて開催決定となり、今後益々北海道のATが注目されることが期待できる。そのため、継続して北海道におけるAT商品造成やプロモーションに取り組む必要がある。当機構ではサイクルツーリズム推進事業として、ATコンテンツとして需要の高いサイクリングをメインアクティビティとしたATツアー磨き上げ事業提案者を下記の通り募集いたします。

記

1. 事業名

令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 サイクルツーリズム推進事業

2. 事業目的

ATWS2023 およびその後の北海道内でのAT発展に向け、AT顧客の高いニーズに応えられる魅力あるツアーを増やす必要がある。当事業ではATアクティビティとして需要の高いサイクリングを主目的としたATツアーコースの磨き上げを行い、北海道内におけるサイクルツーリズムの推進を目的とする。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

7月4日（月）	公示
7月11日（月）	企画提案の参加表明期限
7月25日（月）	企画提案書の提出期限
7月29日（金）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は7月27日（水）に書類による予備審査、7月29日（金）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行なう
8月上旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 柴田 佳郎
Email yo_shibata@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

**【再公示】令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業
サイクルツーリズム推進事業
企画提案募集要領（企画提案指示書）**

1. 事業目的

ATWS2023 およびその後の北海道内での AT 発展に向け、AT 顧客の高いニーズに応えられる魅力あるツアーを増やす必要がある。当事業では AT アクティビティとして需要の高いサイクリングを主目的とした AT ツアーのモデルコースの磨き上げを行い、北海道内におけるサイクルツーリズムの推進を目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち 1 者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

4,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和 4 年 11 月 30 日（水）まで
- (2) 業務スケジュール
 - 7 月 4 日（月） 公示
 - 7 月 11 日（月） 企画提案の参加表明期限
 - 7 月 25 日（月） 企画提案書の提出期限
 - 7 月 29 日（金） 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

※4 社以上応募の場合は7月27日(水)に書類による予備審査、7月29日(金)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行なう
8月上旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
11月30日(水) 実施報告書の提出

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) サイクリングをメインアクティビティとしたATツアーコースの検証・磨き上げ
ATツアーに精通した専門家(サイクリングガイド、AT有識者など)を招へいし、専門家が参加する実踏(ツアー試行)を行い、ツアー全体行程管理や参加者のレベルに応じた難易度調整、休憩設定、安全性確保、ガイディングに関する検証を行うこと。

① 検証対象コース・留意点等

(ア) 検証対象コース

2021年のATWS北海道/日本に係るDOA(Day Of Adventure)として採択されたコースにおける、サイクリング(マウンテンバイク含む)をアクティビティに含む次の5コースを対象とすること。

- (A) ニセコアンヌプリ サイクリング&トレッキング(DOA-6)
- (B) ルスツ〜洞爺湖畔 MTB ツーリング ロングコース(DOA-8)
- (C) 北海道開拓から続く歴史と産業をめぐる北広島サイクリング(DOA-11)
- (D) 美唄サイクリングツアーと北海道最古の酒造を訪ねる旅(DOA-16)
- (E) 都会の近くで発見!ウトナイ湖の大自然満喫ツアー(DOA-31)

(イ) 内容および留意点等

- ・各コースの採択事業者(ツアーオペレーター)の造成担当者を同行させ、実際のスルーガイドとアクティビティガイドにて検証すること
- ・コース検証後に意見交換会を実施し、検証結果を報告書にまとめること
- ・コース検証時には、アクティビティの代替案(プランB)を準備する、または入替え可能な設定とする等、悪天候時に備えること
- ・アクティビティガイドは原則として英語で実施すること
- ・英語によるガイディングが難しい場合、通訳ができる者を同行させること

(ウ) その他

- ・招へい者の国内旅行傷害保険に加入すること
- ・観光機構と協議の上、コース内容およびスケジュールを最終決定すること

② 実施時期

令和4年8月~令和4年11月

- ・実施可能なスケジュールを提案すること

(2) 招へい者の選定

招へい者には、ATに知見のあるサイクリングガイドやAT有識者を選定すること。

① 招へい対象者

(ア)~(オ)の条件をすべて満たす者を選定すること

(ア) ATに知見があり、ATコンテンツに関心がある方

※ATコンテンツには、サイクリングの他、地域の歴史・文化等に関するストーリーテリングを含む

(イ) 過去に欧米豪からのツアー参加者の受け入れ経験のある方、または欧米豪地域にてサイクリングツアーに参加経験のある方

- ・海外からの招へいは不可とする

(ウ) 行程中のアクティビティにすべて参加できる方

(エ) 行程中の意見交換会にてコース参加者としての意見を発言できる方

(オ) 検証後に実施するアンケートに回答できる方

- ・必須としないが、ATのターゲット層(30代以上、中~高収入者、SDGsに関心のある方等)に近い方が望ましい

② 招へい者の候補を一覧にして提案すること

(出生国、在住地、職業、趣味、特徴、関心のある AT 分野等)

③ 招へい者数

検証する各コース、それぞれ 2名以上

- ・ 同じ招へい者が複数コースの検証に重複参加しても可とする
- ・ 招へい者の最終選定は、観光機構と協議の上行うこと

(3) アンケートの実施

コース検証後に招へい者に対しアンケートを実施し、結果を事業実績報告書に含めること (アンケートの設問項目は、コンテンツを検証できる内容であること)

※設問項目は、最終的に観光機構と協議の上設定すること

(4) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力 (プレスリリースによる無料パブリシティ等) を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(5) その他上記以外に、(A)～(E)コースの魅力向上を図る提案があれば盛り込むこと。

(6) 上記 (1) ～ (5) の業務遂行にかかる計画の策定

(7) 上記 (1) ～ (5) の業務にかかる進行管理

(8) 成果物 (事業実績報告書) の提出

事業実績報告書 紙媒体 3 部及び電子データ (USB メモリに格納)

8. 詳細内容の説明について

参加を検討する事業者には詳細資料を配布し、質問を受け付ける。希望者は担当者までメールで連絡すること。この際に得た情報は本事業の提案目的のみに使用し、使用後は破棄すること。

(1) 配布資料検証対象(A)～(E)コースの詳細 (行程、ツアーオペレーター、担当者連絡先など)

(2) 連絡先 AT 推進部 柴田 佳郎 yo_shibata@visithkd.or.jp

9. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

(1) 提出期限 令和 4 年 7 月 11 日 (月) 16:00

(2) 提出方法 メール

(3) 提出場所 AT 推進部 柴田 佳郎 yo_shibata@visithkd.or.jp

10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容 (企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする (A4 用紙 1 枚程度)。

③ 実施スケジュール (企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する)

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること (定型書式は別添のとおり)

⑦ 見積書 (参考見積り)

- 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
 - 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- (2) 規格及び部数
A4判 5部（社名あり1部、社名なし4部）
- (3) 提出方法
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。
- (4) 提出期限
令和4年7月25日（月）16:00（厳守）
- (5) 提出場所
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
（公社）北海道観光振興機構 AT推進部
担当：柴田 佳郎 TEL 011-206-6951

11. 選定基準

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
- 指示内容が十分理解されているか。
 - 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。

12. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

13. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

14. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

15. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

16. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 柴田 佳郎
yo_shibata@visithkd.or.jp
TEL 011-206-6951 mailto:m_ueda@visithkd.or.jp

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 サイクルツーリズム推進事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 サイクルツーリズム推進事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

